

## 定期試験にあたって呼びかけます

1月21日から定期試験が開始されます。皆さんにとっては、このセメスターの学習成果をはかる大事な機会ですので、これから必要な準備をされることと思います。

立命館憲章では「立命館は人類の未来を切り拓くために、学問研究の自由にに基づき普遍的な価値の創造と人類的諸課題の解明に邁進する」とうたっています。ここには、皆さんが社会の主人公としての自覚をもち、広い視野を持って日本の社会や世界の動きに関心を持ち、社会の中の一個人として他者との関係を把握し、自分の将来への展望を見つけ、自らの人生を自覚的に切り開くことができる力を身につけるため、主体的に学習に励んでいただきたいとの期待がこめられています。

定期試験を受験するにあたり、カンニングや覗き見等の不正行為については、許されるものではありません。不正行為は「立命館大学定期試験規程」ならびに「立命館大学学生懲戒規程」にもとづき懲戒処分の対象としており、各学部においては厳正な試験執行を行うこととしています。しかし、定期試験における不正行為は繰り返され、処分者は後をたちません。たとえば卒業該当回生が、卒業を意識するあまり試験での不正行為をおこなうならば、懲戒処分により卒業延期となった上に、就職内定を棒にふることもなりかねません。

レポートにおける剽窃(ひょうせつ)も看過できない行為です。剽窃とは盗用・盗作と同義のもので、「他人の著作物にある表現、その他独自性・独創性のあるアイデア・企画等を盗用し、それを独自に考え出したものとして公衆に提示する反倫理的な行為全般を指すもの」です。友人のレポートを借りて転記を行うものから、インターネットからのコピー＆ペーストなどを意味します。本学においても、学生の皆さんが提出する各種レポートにおいて安易な気持ちでこういった剽窃行為を行っている状況が見受けられます。レポートや論文作成にあたっての剽窃行為は著作権者に対する明らかな権利侵害であり、悪質なものは「立命館大学学生懲戒規程」にもとづく懲戒の対象となります(学問的倫理に反する行為)。

また、受験を前に市販されている「講義ノート」を購入して、試験対策を行おうとする学生の状況が多々見受けられます。こうした風潮は、人類の進歩と社会の発展に貢献する人材養成の場である大学で学ぶにはふさわしくない学習態度です。試験は授業内容の理解度(学習の到達度)を測る物差しであり、自らの到達点を知る材料のひとつです。大学における単位取得(成績評価)は授業への出席と日々の授業外学習を前提に総合的に行われるものであり、授業に出席することなく、「講義ノート」に頼ろうとする試験対策は安易であり、決して、自らの成長につながるものではありません。また、講義内容はもとより、授業で配布したレジュメや資料を著作権者の承諾なしに販売・配布する行為は著作権侵害の疑いがあることから、「講義ノート」の素材を提供する行為も大学での学びとは相容れない行為といえましょう。

立命館憲章は「その教育にあたっては、建学の精神と教育理念に基づき、『未来を信じ、未来に生きる』の精神をもって、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理を持った地球市民として活躍できる人間の育成に努める。」とうたっています。学生の皆さんが、本学での学びに誇りを持って、真摯な学習態度で学生生活を送ることを期待しています。なお、皆さんが大学で学ぶことの意味を考える上では、『未来を拓く—ようこそ立命館へ—』を再読されることを望みます。